# 令和 4 (2022)年度洞峰学園つくば市立東小学校いじめ防止基本方針

# いじめについて いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または、物理的な影響を与え行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 (「いじめ防止対策推進法」第2条から)

#### (2) いじめへの基本認識

- ①いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであること。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為であること。
- ③いじめは、いじめられた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であること。
- ④いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識した対策 を講じること。
- ⑤いじめは「いじめられる側にも問題はある。」という考えは、間違いであること。
- ⑥いじめを行わないだけでなく、助長・傍観しないよう、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす 深刻な影響について、全ての児童に十分に理解させること。
- ⑦いじめはその態様により、法に触れる行為となること。 (傷害、名誉棄損、脅迫、強要等)
- ⑧いじめのない社会の実現のため、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割 と責任を自覚し連携して取り組むべき課題であること。

#### 2 いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通理解のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

#### 3 いじめ防止等の対策となる事項

#### (1) 未然防止

#### ~いじめを生まない、許さない学校づくり「いじめゼロ作戦の展開」~

- ①いじめ問題に取り組むための組織→別紙1の①
- ②子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
  - ア 魅力ある授業の実現
  - イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
  - ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導
  - エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
  - オ 子供と教職員の信頼関係の構築

#### ③教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
- イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- エ 「いじめに関する研修」の実施
- オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

#### ④いじめを許さない指導の充実

ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

- イ 「いじめに関する授業」の実施
- ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- エ 困難に対処できるようにするための指導

#### ⑤子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ア 互いに認め合う態度を育む取組
- イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成
- エ 児童会・生徒会活動による取組
- オ SNS の学校ルールや家庭のルールづくり

#### ⑥保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

イ PTA 本部役員会並びに PTA 学年懇談会における共通理解の形成

### (2) 早期発見 ~いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり~

- ①いじめ問題に取り組むための組織→別紙1の①
- ②「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
  - ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
  - イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- ③子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
  - ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察
  - イ 学級担任等による定期的な個人面談
  - ウ 学級担任による「いじめ発見チェックシート」の活用
  - エ 毎月の「生活アンケート」等の実施
- ④全ての教職員による子供の状況把握
  - ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察
  - イ 一人一人の教職員の気付きを「生徒指導報告会」につなげる仕組みの構築
  - ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
- ⑤子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
  - ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知
  - イ 毎月の「生活アンケート」の実施、分析、保存
  - ウ スクールカウンセラーによる面接(希望者)
  - エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組
  - オ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知

#### ⑥保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

- ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
- イ スクールカウンセラーによる保護者相談の実施(希望者)
- ウ PTA、学校評議員、青少年相談員等からの情報提供や通報
- エ 地域住民(民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等)から の情報提供や通報
- オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供
- カ 児童クラブ職員からの情報提供や通報
- キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

#### (3) 早期対応 ~いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり~

- ①いじめ問題に取り組むための組織→別紙1の②
- ②「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
  - ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定
  - イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言

- ウ 対応記録のファイリング
- エ 解消の確認

#### ③被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応

- ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応
- イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応
- ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で1回治療を受ける程度のけがを 負った場合等の対応

#### ④加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導

- ア 好意で行った言動への指導
- イ 意図せずに行った言動への指導
- ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導
- エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導
- オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導
- カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導
- キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導

#### ⑤重大事態につながらないようにするための対応

- ア 被害の子供の安全確保と不安解消
- イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察
- ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- エ PTA 役員会、PTA 学年委員会等の開催、支援の依頼
- オ 地域住民(民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等)による声掛け、見守り等
- カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応
- キ 児童クラブ職員による声掛け、見守り等
- ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

#### ⑥教育委員会への報告及び教育委員会による支援

- ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告
- イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援

#### (4) 重大事態への対処 ~問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり~

#### ①いじめ問題に取り組むための組織→別紙1の③

#### ②重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認めるとき。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

#### ③重大事態発生の判断

- ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解
- イ 教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
- ウ重大事態発生の報告

#### ④被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育相談センターと連携した支援

#### ⑤加害の子供の更生に向けた指導及び支援

- ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- イ 保護者への説明や協力関係の構築

- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
- エ 別室での学習の実施
- オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
- カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保
- ⑥他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
  - ア 保護者・PTA の協力体制による問題解決
  - イ 教育委員会からの助言による問題解決
- ⑦いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告
  - ア 調査組織の決定と調査の実施
  - イ 「不登校重大事態」における調査
  - ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供
  - エ 教育委員会・市長への調査結果報告
  - オ 市長による再調査への協力

#### 4 いじめゼロ作戦 年間活動計画

#### (1) ねらい

「未然防止・早期発見・早期対応」に取り組む必要があるため、児童および教職員が、いじめをなくすための活動を通して、いじめに対する問題意識を高めるとともに、いじめは絶対に許さないという心を育む。

(2) **実施時期** 令和4年5月6日(金)から年度末まで

※ただし、毎月10日、20日、30日を「いじめゼロの日」として、重点的 に取り組む。

#### (3)全体計画

#### 教職員による「いじめゼロ作戦」 児童による「いじめゼロ作戦」 ○「いじめゼロポスター」作成(5月:生徒指導主)○児童会 事) ・「いじめゼロポスター」作成 (5月:代表委員会) ○いじめゼロ集会 (7月:生徒指導主事) いじめゼロ集会 (7月:児童集会) ・いじめ防止啓発のための講話 ~各クラスの行動宣言を発表する~ ・いじめゼロ運動 (11月:代表委員会) ○学級活動 ・「いじめをノックアウト | NHK for School」 各クラスを回って呼びかける (5・6月:担任) ~読み聞かせや寸劇&クイズを通して~ ・学級集団アセスメント「i-check」の活用 (7月,11月:特別活動担当,学級担任) • いじめゼロよびかけ運動 ・いじめ防止のための「学習プログラム」 (毎月10,20,30日:代表委員会&4~6年) (7月, 10月, 学級担任) ・構成的グループエンカウンターの活用 ○学級活動 (9月, 12月, 1月:学級担任) ・話合い活動 (毎月1回:各学級) 「いじめゼロのクラスにするには」←5月 ○研修:いじめ問題解決のための「教員研修プログ いじめゼロの行動官言 「学級の諸問題について」←6月以降 ラム」 (8月,10月:全職員) ○弁護士によるいじめに関する出前授業の実施 ○夏季休業課題 (8月:全学年希望者) (9月:生徒指導主事,5・6年) 作品募集「いじめゼロポスター」 デザイン募集「いじめゼロのぼり旗」 ○学校ホームページによる広報活動 (5月, 7月, 9月, 11月, 1月, 3月 : 生徒指導部)

#### (4) 全体計画

(4) 土伊川 闽			
実施月	教職員による「いじめゼロ作戦」	児童による「いじめゼロ作戦」	
	○いじめゼロポスター作成	○いじめゼロポスター作成 (代表委員会)	
5	○学級活動	○学級活動	
	・動画視聴	・話し合い活動「学級のルールについて」	
	「いじめをノックアウト   NHK for	○いじめゼロよびかけ運動	
	School	・6年生(10日), 5年生(20日), 4年生(28	
	※担任による補足説明	日)	
	○学校ホームページによる活動報告		
	○学級活動	○学級活動	
6	・動画視聴	・話合い活動 (各学級)	
	「いじめをノックアウト   NHK for	「いじめゼロのクラスにするには」	
	School	~いじめゼロのクラス宣言を決める~	
	※担任による補足説明	○いじめゼロよびかけ運動	

	T	
		・6年生(10日), 5年生(18日), 4年生(30
		目)
	○学級活動	○学級活動
7	・いじめ防止のための「学習プログラム」	・話合い活動「学級の諸問題について」
	○学校集団アセスメント「i-check」第1回	○いじめゼロ集会 (児童集会)
	実施	・各クラスのいじめゼロ宣言を発表する。
	<ul><li>○学校ホームページによる活動報告</li></ul>	○いじめゼロよびかけ運動
	O 1 KW - Z C S S II BJ TK I	· 6年生(9日), 5年生(20日)
8	○研修 → ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○夏季休業課題(募集)
0	・いじめ問題解決のための「教員研修プ	
	ログラム」	・「いじめゼロシール,のぼり旗」デザイン
	○ <b>兴</b> 如江野	○学級活動
9	○学級活動	
9	・構成的グループエンカウンター	・話合い活動「学級の諸問題について」
	〇弁護士による出前授業 (5・6年)	○いじめゼロよびかけ運動
	○学校ホームページによる活動報告	・6年生(9日),5年生(20日),4年生(30
		日)
	○研修:いじめ問題解決のための「教員研	○学級活動
1 0	修 プログラム」	・話合い活動「学級の諸問題について」
	○学級活動	○いじめゼロよびかけ運動
	・いじめ防止のための「学習プログラム」	・6年生(10日), 5年生(20日), 4年生(28
	○学校集団アセスメント「i-check」第2回	○学級活動
1 1	実施	・話合い活動「学級の諸問題について」
	○学校ホームページによる活動報告	○いじめゼロよびかけ運動
	〇子仅か ム・、 クによる伯勤取ら	· 6年生(10 日), 5年生(18 日), 4年生(30
		日)
		○いじめゼロ運動
		・寸劇&クイズ, 読み聞かせ
	○学級活動	○学級活動
1 2	・構成的グループエンカウンター	・話合い活動「学級の諸問題について」
		○いじめゼロよびかけ運動
		・6年生(9日), 5年生(20日)
	○学級活動	○学級活動
1	<ul><li>構成的グループエンカウンター</li></ul>	・話合い活動「学級の諸問題について」
	○学校ホームページによる活動報告	○いじめゼロよびかけ運動
		· 6年生(16日), 5年生(20日), 4年生(30
		日)
		○学級活動
2		<ul><li>・1年間の反省</li></ul>
		○いじめゼロよびかけ運動
		・6年生(10日), 5年生(20日), 4年生(28
		日)
	○学校ホームページによる活動報告	○学級活動
3		・次年度に向けて
		○いじめゼロよびかけ運動
		・5年生(10日), 4年生(20日)
		1 - ( (-) - 1 - (-) 1 - (-)

#### 5 その他の重要事項

- (1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)
  - •学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
  - •日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにしてい じめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
  - •これらの方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
  - •いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備され機能しているか。

#### (2) いじめ相談・通報窓口

・つくば市立東小学校

所在地:つくば市東二丁目 24 番地 1

電話: 029-851-4800 メール: higa01@tkb.ed.jp

・いじめ悩み相談対応室(つくば市教育局学び推進課内)

日時:面接 月曜日~金曜日 9:00~17:00

電話 月曜日~金曜日 9:00~17:00

所在地:つくば市研究学園 1-1-1

電話: 029-883-1283

・つくば市教育相談センター

日時:面接 月曜日~金曜日(祝日を除く) 9:00~16:30

電話 月曜日~金曜日 (祝日を除く) 9::30~16:20

所在地:つくば市沼田 40-2

電話:029-866-2211

・ 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター (県南教育事務所)

日時:面接 火・木・金 9:00~18:30 月・水 9:00~16:30 電話 火・木・金 9:00~18:30 月・水 9:00~16:30

Eメール及びホームページ書き込み 24 時間

所在地: 土浦市真鍋 5-17-26

電話: 029-823-6770

メール: kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

・子どもホットライン (茨城県教育委員会)

日時:電話・FAX・Eメール 24 時間

ただし、上記のいずれの相談も 12/29~1/3 を除く

所在地:水戸市笠原町 978 番 6

電話: 029-221-8181 FAX: 029-302-2166

メール: kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

HP: https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html

・子どもの教育相談 (茨城県教育研修センター)

電話相談:電話 029-225-7830 毎日 8:00~22:00 FAX 相談: FAX 029-302-2161 毎日 24 時間メール相談: 7830@center.ibk.ed.jp 毎日 24 時間

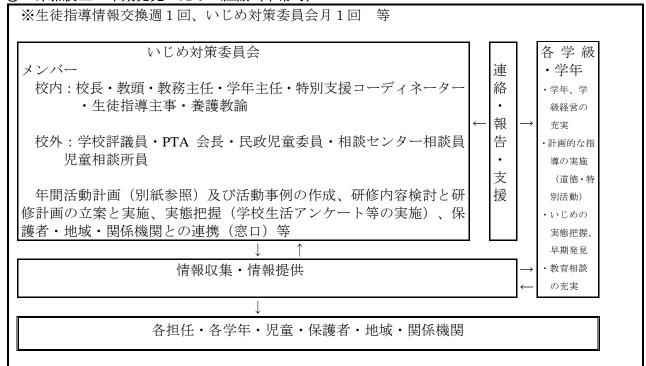
来所相談:月曜日〜金曜日(祝日を除く) 9:00~16:30 電話 0296-78-3219

ただし、上記のいずれの相談も 12/29~1/3 を除く

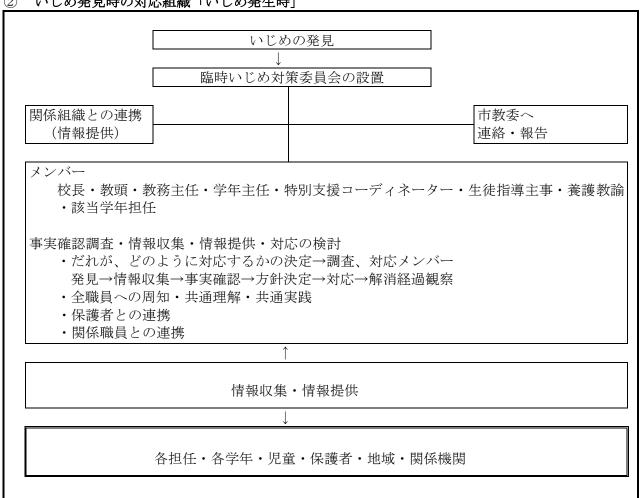
所在地: 笠間市平町 1410

# いじめ防止・対応のための組織

#### ① 未然防止・早期発見のための組織(平常時)



#### ② いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



## ③ いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時」

◎ 「○○元元时○八心心祇「里八字忠元王时」				
重大事態の発見				
メンバー				
校長・教頭・教務主任・学年主任・特別支援コーディネーター・生徒指導主事・養護教諭・該当学年担任  市教委との連携による、事実確認調査・情報収集・情報提供・対応の検討・情報の収集、情報の一本化、窓口の一本化、報道等への対応・だれが、どのように対応するかの決定→調査、対応メンバー発見→情報収集→事実確認→方針決定→対応→解消経過観察・全職員への周知・共通理解・共通実践・保護者との連携・関係職員との連携				
<u> </u>				
情報収集・情報提供  ↓				
各担任・各学年・児童・保護者・地域・関係機関				